

JAB MS103:2012 第1版 (D2) に対するコメント

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
1	平塚祝生 JCQA 審査シ ステム管理 部長	OH9.2. 2.2a)	全行	T	削除する。	組織は法の執行が終われば通常の法人としての活動が保証されるべき。必要な場合審査工数を標準工数に対してより多く設定する等の規定を設けるべき。組織の適合性を審査するのが認証機関の責任であり、不受理を規制するのは認証機関への不当介入である。	×： 認定を受けた労働安全衛生マネジメントシステム認証を信頼のおけるものと第三者に認識されるために必要な条件と考えます。
2	平塚祝生 JCQA 審査シ ステム管理 部長	OH9.2. 2.2b)	全行	T	削除する。	1に同じ。又、1に加え、全ての法令に対する違反で申請受理ができないとするのは申請受理忌避対象が無限に拡大する可能性がある。	○： 労働安全衛生に関連しない法規制類への不順守は、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)に必ずしも関わらない場合があり、OHSMS の範疇を超えるため削除します。
3	平塚祝生 JCQA 審査シ ステム管理 部長	OH9.2. 2.2c)	全行	T	削除する。	1に同じ。組織は法の執行が終われば通常の法人としての活動が保証されるべき（取消の日から2年間不受理と期限を設定するのは不適切）。	△： OH9.2.2.2b)を削除します。 OH9.2.2.2a)に関しては No.1 参照。
4	平塚祝生 JCQA 審査シ ステム管理 部長	OH9.6. 5	全行	T	削除する。	認証の取消は JIS Q 17021:2011 9.6 項（認証の一時停止、取消又は認証範囲の縮小）に基づいて認証機関の責任で行うべき。	△： OH9.6.5b)を削除します。 OH9.6.5a)に関しては No.1 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
5	平塚祝生 JCQA 審査シ ステム管理 部長	OH9.6. 2	1 行	E	OH8.6.3a) 及び b) OH8.6a) 及び b)	—	○: 修正します。
6	JHIA-MS	OH9.2. 2.2		T	OHSAS に適用される法令又は命令の規定以外の法令の規定の違反は、OHSAS の認証に係る範囲外のものである。ISO/IEC17021 の序文では、“いくつかの要求事項は、利害関係者の期待にこたえられるように追加の基準で補足することができる”としているが、MS103 の当該規定は、OHSAS に係る利害関係者の期待とは異なるものである。よって適用される法令又は命令の規定以外の違反の扱いについては、その他の MSS との整合性も配慮して認証機関の判断に委ねるべきであり、認定機関はその処置の適切性を判断す	b)項削除	○: No.2 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
					ればよい。		
7	JHIA-MS	OH9.6. 5		T	同上	b)項削除	○： No.2 参照。
8	西川 研二	OH9.2. 2.2		G	すでに議論があったとの記述があるが、申請受理条件について順法に係る事項を規定したことに、申請を受け付けないというのは反対である。 違反をした組織がマネジメントシステムを活用することにより今後いか違反を起こさないように仕組みが出来ているかを審査するのが認証機関の役割と考える。	申請を受け付けないのではなく、違反の件数や重要度などを考慮して審査工数を増やすことで、審査を十分に行う仕組みとする。	△： OH9.2.2.2b)を削除します。 OH9.2.2.2a)に関しては No.1 参照。
9	西川 研二	OH9.6. 5		G	法規制を取締るのは行政であり、違反したからと言って認証を取り消すというの行き過ぎであり、反対である。	取り消しではなく、違反したことを明確にした上で、違反の重要度などに応じ審査工数を増やし、今後違反が起きぬように十分な審査を行うこととする。	△： OH9.6.5b)を削除します。 OH9.6.5a)に関しては No.1 参照。
10	JMAQA	OH 9.2.2.2	全行	T	この要求事項があると、問題があった組織が、マネジメントシステムを活用して再生をしたいと考えても2年以上たたないと認証されない仕組みとなる。組織が活動を始めて2年経過しないと第	本要求事項の削除	△： OH9.2.2.2b)を削除します。 OH9.2.2.2a)に関しては No.1 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
					三者認証機関が判定できないのでは、組織の活動が社会から評価を受けないことになる。 また、事故などを起こした組織が、前向きに OHSMS 認証を目指すという動きを阻害する要因になることが予想される。 従って、このような認定要求事項は不要と考える。		
11	JMAQA	OH 9.6.2	全行	T	あらゆる重大な不適合が検出されたら、一時停止とすることは、他のMS 認定基準と整合しない。	常態化した不適合又は重大な不適合であると判断される場合、認証機関の規定に基づき認証の一時停止等を検討しなければならない。	× : JIS Q 17021 の 9.6.2 では、重大な不適合があった場合、一時停止を求めています。 OH9.6.2 では、OH8.6 の状況で、常態化した不適合又は重大な不適合であると判断される場合、一時停止することを求めています。
12	JMAQA	OH 9.6.5	全行	T	罰金、禁固＝取り消しではマネジメントシステムを運用して継続的改善をする MS の思想と相容れない。	認証機関は、被認証組織が次の事項に当たる場合、認証の一時停止、取消しの必要性を検討する。 a) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた。 b) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられた。	△ : OH9.6.5b)を削除します。 OH9.6.5a)に関しては No.1 参照。
13	北日本認証	8.6	1	E	OH 8.6 は OH8.6.3 が正し		× :

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
	サービス(株)				い。		JIS Q 17021 8.6.3 は依頼者による変更の通知であるが、OH8.6 では、変更に関わらず、依頼者より認証機関への連絡が行われることを意図している。
14	北日本認証 サービス(株)	9.2	3	T	OH 9.2.2.2 a)罰金以上の刑の執行が終わってから 2 年を経過していないことを申請拒否の条件としているが、厳しすぎるのではないか。	罰金以上の刑の執行が終わっていないことを申請拒否の条件とする。	×： 刑の執行が終わり組織のマネジメントシステムが改善され、適切に運用され、認証に耐えうる状態になるためには、通常 2 年程度の時間が必要と考えます。 また、刑の執行に至るまでには、行政による調査、刑の確定があり、その段階で認証機関が組織の状態を判断する困難だと思われます。
15	北日本認証 サービス(株)	9.2	6	T	OH 9.2.2.2 b)労働安全衛生法等以外の法令違反を申請拒否の条件としているが、認証機関としては調査する権限もないので条件とする必要はない。	b)を削除する。	○： No.2 参照。
16	北日本認証 サービス(株)	9.2	9	T	OH 9.2.2.2 c)取消の日から 2 年を経過していないことを申請拒否の条件としているが、厳しすぎるのではないか。	JAB NS511(虚偽説明)5.3 と整合させ 1 年とする。	×： No.14 参照。
17	北日本認証 サービス(株)	9.6	10	T	OH 9.6.5 は、認証範囲の縮小についての要求事項である。	OH 9.6.1 とする。 b)を削除する。	△： JIS Q 17021 の文脈では、9.6.5 は認証の縮小及び取消しを取り扱う部分であ

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
					OH 9.2.2.2 b)についてのコメントと同じ、		り、OH9.6.5 の主旨に沿っています。 OH9.6.5 b)は削除。
18	木下幹雄	OH9.2. 2.2	全文	T	<p>次の理由により、全文削除すべき。</p> <p>OHSMS を取り入れて、よりよい OH&S 活動を行おうとしている組織に対して門前払いをすることになる。これは第三者評価制度での公平性の原則に反する。また制度の普及を目指す動きをけん制しかねない。</p> <p>②認証は国際基準に従って行うべきであり、それを逸脱する基準を設けるべきでない。</p> <p>JIS Q 17021 で規定している申請拒否の条件並びに認証の一時停止の条件と、この補足基準で定めている条件に整合性が認められない。</p> <p>④安全衛生法関連でない法</p>		<p>△： OH9.2.2.2b)を削除します。 OH9.2.2.2a)に関しては No.1 参照。</p> <p>なお、このような条件を設定するのは社会の信頼及び信用を確保するためであり、公平性の原則には反しません。認証機関に対する認定の一般基準は、国際基準などの関連規準文書に記載されているものですが、各認定分野に対し必要な場合、認定の要求事項を示す文書が開発されます。本文書は、全マネジメントシステム認証に適用される JIS Q 17021 に対し OHSMS 特有の要求事項を追加で示すものです。</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
					<p>律による刑罰も該当させるのは行き過ぎ。また、個人に対する刑罰で、組織が制約を受けるのは不合理。</p> <p>⑤社会的影響を考慮するならば、組織内の不祥事より、周辺地域に影響を及ぼす環境上の事故災害を、まず対象にすべき。</p> <p>⑥刑罰を受けた職員が退職した場合は当該条項は解除されるのか、細則が不明。</p>		
19	木下幹雄	OH9.6. 5	全文	T	<p>次の理由により、全文削除すべき。</p> <p>①審査機関は不祥事それだけを取り上げて不適合とせず、是正処置、再発防止の仕組みが適切かどうかを審査する。法的制裁を受けただけで、認証を取り消すことは、公平性の原則に反する。</p>		<p>△： OH9.6.5b)を削除します。 OH9.6.5a)に関しては No.1 参照。</p>
20	JICQA	8.6	3	E	a)「死亡事故」とあります		一般的にどちらの用語も使われている

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
					が、労働安全衛生では、「死亡災害」が一般的ではないでしょうか。		と思われます。
21	JICQA	8.6	3	T	a) 死亡事故、重大な労働災害(一時に3人以上の死傷者・り病者を伴う災害)が発生した。 「3人以上のり病」について、労働安全衛生法上の取扱い(労災の届出)との関係を示してください。		×： 当該文書は認定の基準であり、組織が行う労災の届出との関係を示さなければならない理由が不明です。
22	JICQA	8.6	4	T	b) 重大な労働災害は発生していないが、重大な社会的影響を及ぼすと認められる事故が発生した。 「重大な社会的影響を及ぼすと認められる事故」の定義がわかりませんので示してください。		×： 現象は状況により個別であり、定義することは困難です。
23	JICQA	9.2	2	T	認証機関は、申請組織が次の事項に当たる場合、申請を受理してはならない。 a) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行	削除する。	△： OH9.2.2.2b)を削除します。 OH9.2.2.2a)に関してはNo.1 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
					<p>を受けることがなくな った日から 2 年を経過 していない。</p> <p>CB は法律の番人をして いるわけではなく、 また、このような理由 で申請を受理しないの は、申請者に対する差 別にあたります。従っ て、この規定は削除す ることが望ましいと考 えます。</p> <p>QMS、EMS にはない条 件が OHSMS に取り込 まれる必要があるとは 思えません。</p> <p>「・・・執行を受ける ことがなくなった日か ら 2 年を経過してい ない」の 2 年の根拠が 不明です。</p>		
24	JICQA	9.2	6	T	b) 労働安全衛生法又はこ れに基づく命令の規定 以外の法令の規定に違 反し、禁固以上の刑に 処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受 けることがなくなった 日から 2 年以上を経過	削除する。	○： No.2 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
					していない。 上記 No.4(JAB 注：No.23) の①、②、③に同じ 労働安全衛生以外の法 令を OHSMS に入れる 根拠がわかりません。		
25	JICQA	9.2	9	T	c) 上記 a)又は b)の理由に よって認証の取消が行 われ(他の認証機関に よる認証取消しも含 む)、取消しの日から 2 年を経過しない。 裁判所の決定が取消しの 条件ではなく、EA-7/04 に は「意図的な又は定常的な 順守違反は、法的要求事項 順守を達成するための方 針に対するコミットメン トの重大な不履行と見な さなければならず、認証を 授与しない。」とあり、認 証機関が適切に判断すべ きと考えます。	削除する。	△： OH9.2.2.2b)を削除します。 OH9.2.2.2a)に関しては No.1 参照。
26	JICQA	9.6	5	T	OH9.6.5 認証機関は、被認証組織が 次の事項に当たる場合、認 証の取消しを行わなけれ ばならない。 a) 労働安全衛生法又はこ	削除する。	×： No.1 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
					れに基づく命令の規定 に違反し、罰金以上の 刑に処せられた。 N0.6 のコメントに同じで す。(JAB 注: No.25)		
27	JICQA	9.6	10	T	b) 労働安全衛生法又はこ れに基づく命令の規定 以外の法令の規定に違 反し、禁固以上の刑に 処せられた。 N0.6 のコメントに同じで す。(JAB 注: No.25)	削除する。	○: No.2 参照。
28	福田卓史	OH9.2. 2.2		T	1.法令違反による罰則・刑 罰が終了した場合、当該法 条項を拠所としたあらゆる 追加の規制 は許されないのは明らか です。例えば、法執行が終 了している組織に対し、2 年間申請を受理しない論 理的理由がない。 2.労働安全以外の法規制に 違反した場合も、上記 1. と同様。また、労働安全衛 生マネジメントシステム	法令に基づく罰則・刑罰等の執行が終了し ていることが明らかな場合は、申請を受理 する。 組織の労働安全衛生マネジメントが引き続 き脆弱であるような場合は、審査において 不適合 (Major-NC) を提起すれば事足りる。	△: OH9.2.2.2b)を削除します。 OH9.2.2.2a)に関しては No.1 参照。

注: コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
					の審査プロセスにおいて、 労働安全衛生関連法令以 外の法条項の順守や違反 等のパフォーマンスに安 易に踏み込むべきではな い。		
29	福田卓史	OH9.6. 5		T	労働安全以外の法規制に 違反した場合（例：禁固） に認証の取消が行われる とするのは、労働安全衛生 マネジメントシステム認 証の越権行為である。即 ち、労働安全衛生関連法令 以外の法令により組織が 罰せられた場合に何がし かの問題提起は行われる べきであろうが、労働安全 衛生マネジメントシステ ムの範疇で語るのは不条 理であろう。	該当全文の削除	△： OH9.6.5b)を削除します。 OH9.6.5a)に関しては No.1 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。